

第14回 裁判所と司法権（3）

4. 裁判の公開

- ・ 裁判の公正を確保するために、裁判は原則として公開されなければならない（82条、37条1項）。
- ・ 82条1項にいう「対審」とは、裁判官の面前で当事者が口頭でそれぞれの主張を述べること（民事訴訟における口頭弁論手続、刑事訴訟における公判手続）をいう。
- ・ 「公開」とは、まず傍聴の自由を認めることを意味する。ただし、傍聴席の数が物理的に制限されていることや、裁判長が法廷の秩序を維持するために必要であると認めたときに一定の制約を加えることは、裁判の公開原則に違反するものではない。
- ・ 裁判の報道にあたり、写真撮影等は裁判所の許可を得なければ行うことができない（刑事訴訟規則215条、民事訴訟規則77条）が、これは法廷の秩序維持と被告人等の利益保護のために必要な措置として合憲とするのが判例の立場である（最大決昭和33年2月17日刑集12巻2号253頁）。
- ・ 判例によれば、個人が裁判所に対して傍聴することを権利として要求することは認められていない（法廷メモ（レペタ）訴訟最高裁判決（最大判平成元年3月8日民集43巻2号89頁））。

5. 司法権の内容

- ・ 司法権を厳密に定義すれば、当事者間に、具体的事件に関する紛争がある場合において、当事者からの争訟の提起を前提として、独立の裁判所が統治権に基づき、一定の争訟手続によって、紛争解決の為に、何が法であるかの判断をなし、正しい法の適用を保障する作用であるといえる。
- ・ 司法権の概念のうちの「具体的な争訟」（具体的事件性）とは、裁判所法3条1項にいう裁判所が裁判すべき「法律上の争訟」と同じ意味である。この法律上の争訟とは、判例によれば、(1)当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であつて、かつ、(2)それが法令を適用することによって終局的に解決することができるものをいう（板まんだら事件最高裁判決（最判昭和56年4月7日民集35巻3号443頁））。
- ・ したがって、(1)抽象的に法令の解釈や効力を裁判で争うこと（警察予備隊違憲訴訟最高裁判決（最大判昭和27年10月8日民集6巻9号783頁））、(2)単なる事実の存否、個人の主観的意見の当否、学問上・技術上の論争（最判昭和41年2月8日民集20巻2号196頁など）、(3)純然たる宗教問題（板まんだら事件最高裁判決）などは、具体的事件性を欠くので、裁判所は取り扱わない。

- ・ 選挙訴訟（公職選挙法 203 条、204 条）や住民訴訟（地方自治法 242 条の 2）といった民衆訴訟など、具体的事件性を前提とせずに出訴できる制度を、例外的に法律で設けることも認められる。
- ・ 宗教問題団体内部の紛争に対する司法審査に関しては、宗教問題が前提問題として争われる場合には、(1) 紛争の実態ないし核心が宗教上の争いであって紛争が全体として裁判所による解決に適しない場合（板まんだら事件最高裁判決）と、(2) 紛争自体は全体として裁判所による解決に適しないとはいえない場合（種徳寺事件最高裁判決（最判昭和 55 年 1 月 11 日民集 34 卷 1 号 1 頁）、本門寺事件最高裁判決（最判昭和 55 年 4 月 10 日判時 973 号 85 頁））の 2 つがある。

【宿題】 警察法改正無効訴訟最高裁判決（II-180）、苫米地事件最高裁判決（II-190）、富山大学事件最高裁判決（II-182）、共産党袴田事件最高裁判決（II-183）及び山北村議会議員懲罰事件最高裁判決（II-181）の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

Quiz

- Q14 次のアからエまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。
- ア. 刑事事件の証人尋問の際に、傍聴人が証人の状態を認識することができないような遮へい措置を採っても、審理が公開されていることに変わりはないから、憲法第 82 条第 1 項及び第 37 条第 1 項に違反しない。
 - イ. 家庭裁判所は、遺産の分割に関する処分の審判において、その前提となる相続権、相続財産等の権利関係の存否を審理判断することはできず、争いのない権利関係を前提として遺産の分割を具体的に形成決定するなどの処分をなすのであるから、その審判を公開法廷において行わなくとも、憲法第 82 条第 1 項に違反しない。
 - ウ. 憲法第 82 条第 1 項は、裁判の公開を制度として保障することにより、国民に裁判を傍聴する権利を認め、その一環として傍聴した内容についてメモを取る権利も保障したものであるから、裁判長は、特段の事情のない限り、傍聴人がメモを取ることを禁止してはならない。
 - エ. 刑事事件の公判廷における写真撮影は、審判の秩序を乱し被告人その他訴訟関係人の正当な利益を不当に害する結果を生ずる恐れがあるため、最高裁判所規則により、裁判長の許可を得なければすることができないものと規定することは、憲法第 21 条に違反しない。